



News Letter

平成30年1月20日
発行
第52号

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)

外山博敏

改正育児・介護休業法のポイント

平成29年10月1日より育児・介護労働法の一部が改正されています。改正のポイントは以下のとおりです。

◎保育所に入れない場合など、2歳まで育児休業が取得可能に

子が1歳6か月に達する時点で、次のいずれにも該当する場合には、子が1歳6か月に達する日の翌日から子が2歳に達する日までの期間について、事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができます。

- ・育児休業に係る子が1歳6か月に達する日において、労働者本人又は配偶者が育児休業をしている場合
- ・保育所に入所できない等、1歳6か月を超えても休業が必要と認められる場合

◎子供が生まれる予定の方などに育児休業等の制度などを知らせる

事業主は、労働者もしくはその配偶者が妊娠・出産したことを知ったとき、又は労働者が対象家族を介護していることを知ったときに、関連する制度について個別の制度を周知するための措置を講ずるよう努力しなければなりません。

※そのためには、労働者が自発的に知らせやすい職場環境が重要であり、相談窓口を設置する等の育児休業等に関するハラスメントの防止措置を事業主が講じている必要があります。

◎育児目的休暇の導入促進

事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設けるよう努力しなければなりません。

※「育児に関する目的で利用できる休暇制度」とは、いわゆる配偶者出産休暇や、入園式、卒園式などの行事参加も含めた育児にも利用できる多目的休暇などが考えられますが、いわゆる失効年次有給休暇の積立による休暇制度の一環として「育児に関する目的で利用できる休暇」を措置することも含まれます。各企業の実情に応じた整備が望まれます。

いつかは
お役に
立ちま
す

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

高橋勉

Q.65歳以上でも失業した場合は雇用保険の失業給付はもらえるようになったのですか？

A その通りです。昨年1月からの法改正により、65歳以上の従業員は週に20時間以上勤務していれば雇用保険の被保険者になりますが、例えば、70歳の定年で退職した場合でも、未だ引退したくないと考え、①ハローワークに来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、②いつでも就職できる能力があるにもかかわらず職業につくことができなくて、③離職の日以前に「被保険者期間」が6ヶ月以上ある、という3つの条件がそろえば「高年齢求職者給付金(一時金)」を受給可能となります。

働き方改革の一環で高齢者労働力活用化の具現化ですが、こうなると、高齢になっても健康に留意し働き続ける体力気力を維持していくようにしなければなりませんね。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp